



答申第1010号
令和7年2月28日

世田谷区長

保坂展人様

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 斉木秀憲



特定個人情報保護評価における第三者点検について（国民健康保険事務）（答申）

令和7年2月20日付諮問第1010号により依頼のあった「特定個人情報保護評価における第三者点検について（国民健康保険事務）」に関して、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）に記載された内容は妥当であると思料しますが、下記のとおり意見を付します。

記

1 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託について

個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の趣旨を踏まえ、特定個人情報ファイルの取扱いを再委託する業務の範囲は必要最小限とし、委託先及び再委託先の管理監督を徹底されたい。

また、区が再委託を許諾する方法について、委託事項ごとに精査を行うとともに、評価書への記載方法を整理されたい。

2 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるリスク対策について

新たに開始する委託事項における特定個人情報の消去ルールについて、申請データの消去及び当該データ等を出力した紙文書の廃棄を行うそれぞれの主体、方法及び時期を明確にし、評価書に記載されたい。